

今回は臨時増刊号で、テーマは「中小企業の会計に関する指針」です。

近年、取引先の拡大や資金調達先の多様化に伴い、中小企業の作成する計算書類について、取引先・金融機関・株主等関係先からの関心が高まってきており、現代の経済情勢変化に伴い5月1日より会社法が施行されました。

そのため、会計の質の向上・均一化を図る意味からも、中小企業庁ほか2団体から出された研究報告がまとめられ、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の連名で「中小企業の会計に関する指針」が公表されました。

これにあわせて、中小企業が作成した計算書類について上記指針の適用状況を確認する書類として、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」も作成されました。

そこで、「中小企業の会計に関する指針」について、非公開会社(株式の譲渡制限会社)を前提に概略をご説明いたします。

ご不明な点や疑問点につきましては、何なりと各担当者にご確認下さい。

1. 計算書類とは

会社計算規則の定めでは、

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

の4つの書類があります。

2. 適用対象は

次の会社を除く株式会社です。

- ・ 証券取引法の適用を受ける会社とその子会社等
- ・ 会計監査人設置会社とその子会社

なお、特例有限会社や合名会社・合資会社・合同会社(LLC)についても、本指針に拠ることが推奨されています。

3. 項目は

金銭債権、 貸倒損失・貸倒引

当金、 有価証券、 棚卸資産、
経過勘定等、 固定資産、 繰延資
産、 金銭債務、 引当金、 退職
給付債務・退職給付引当金、 税金
費用・税金債務、 税効果会計、
純資産、 収益・費用の計上、 外
貨建取引等、 組織再編の会計、
個別注記表...となっています。

4. 具体的には

・ 貸倒損失・貸倒引当金

貸倒処理

取立不能見込額について貸倒引当金の計上

法的な債権消滅のほか回収不能債権についても、貸倒処理しなければなりません。

取立不能見込額を貸倒引当金として計上しなければなりません。

・ 有価証券

原則、4分類に応じた評価
例外、取得原価主義に拠った場合の
減損処理

売買目的有価証券は時価評価しなければなりません。

また、取得原価をもって貸借対照表に計上した場合には、減損処理（時価が著しく下落した場合や発行会社の財政状態悪化による実質価額の著しい低下の場合、相当の評価減）を行わなければなりません。

・ 固定資産

減価償却資産について、每期継続的な規則的償却の実施

減価償却は、経営状況に左右されて任意に実施することはできません。

・ 引当金

従業員に対する賞与は、賞与引当金として計上

役員賞与は、発生期間での費用処理

従業員賞与について、支給対象期間基準等により合理的な金額を見積もって引当金計上しなければなりません。

役員賞与は、会計基準の変更に伴い、発生期間の費用として処理します。なお、年度末までに支払われなかった場合には、未払・引当金処理が必要です。

・ 退職給付債務・退職給付引当金

確定給付型退職給付制度採用時の
退職給付引当金計上

退職給付制度採用会社では、退職給付引当金の計上が必要です。

この場合の金額は、期末自己都合要支給額×昇給率×割引率で計算しますが、単純に期末自己都合要支給額でも

構いません。

・ 税効果会計

税効果会計の原則適用

税効果会計とは、債権の有税償却や引当金の有税繰入、積立金方式による圧縮記帳など、会計処理（損益計算書の表示）と税務（法人税）計算との間の差異について、法人税額を適切に期間配分するための手続です。

損益計算書の法人税等の下に、「法人税等調整額」として加減算されます。なお、重要性の原則が適用されます。

・ 個別注記表

重要な会計方針に関する注記
株主資本等変動計算書の注記
その他の注記

中小企業は、最低限の注記事項として上記3つが要求されています。

重要な会計方針には、イ.資産の評価基準・方法、ロ.固定資産の減価償却方法、ハ.引当金の計上基準、ニ.収益・費用の計上基準等があります。

5. 会計指針の適用に当たって

弊事務所では計算書類作成の際、会計指針の適用を強制することなく、各項目のうち何をどこまで適用するかを確認させていただきます。

6. チェックリストについて

チェックリストは、金融機関への融資申込み時や借入金利・保証料率割引の必要書類となる場合があります。

顧問先の皆様の便宜に供するため、ご依頼に応じてチェックリストを有料にて発行いたします。ご入り用の際は、各担当者へご下命下さい。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社協和ビジネスコンサルティング
証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など - 企業経営に関するビジネスアドバイザリーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！ ”